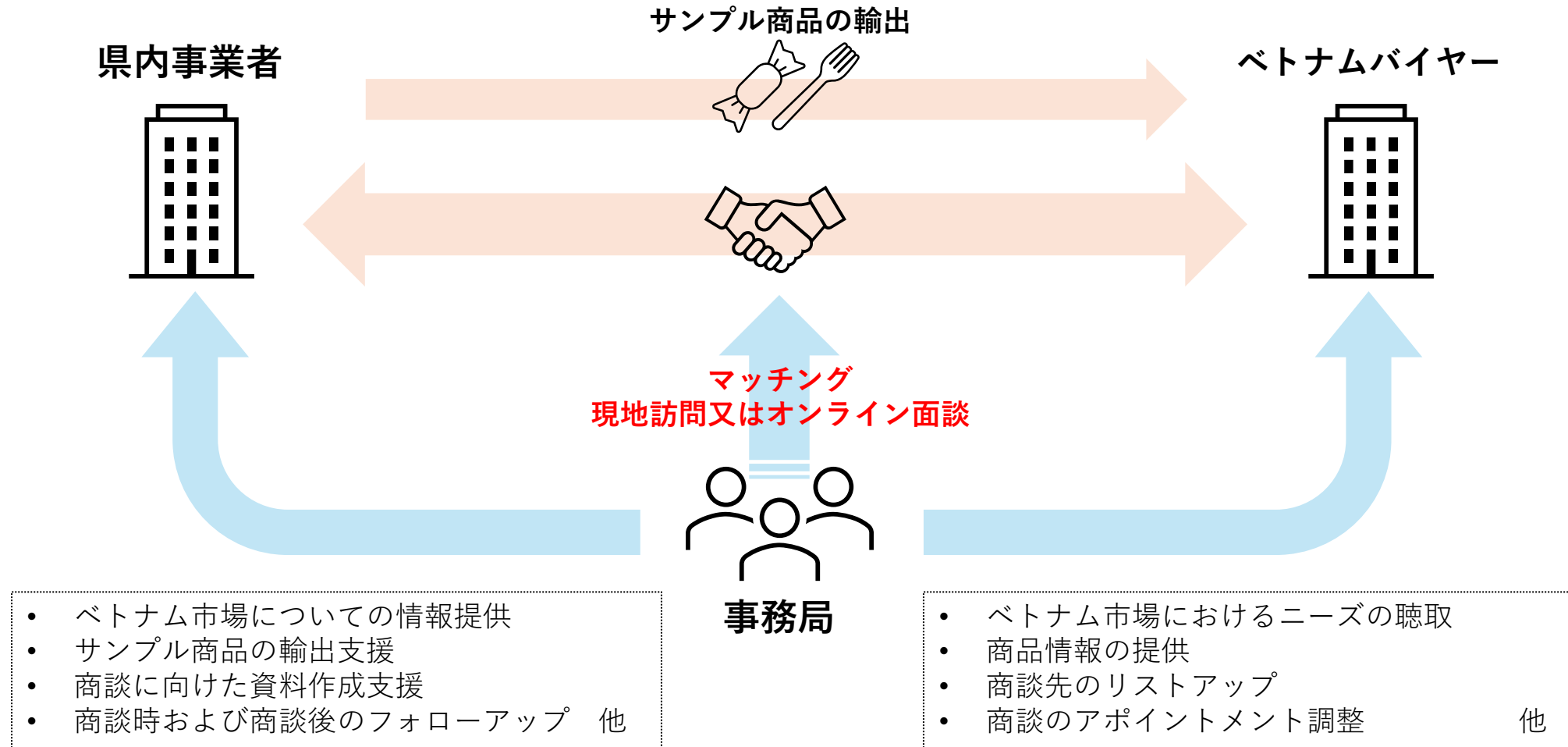


令和6年度ベトナム向け県産品の販路開拓支援事業 【ベトナムバイヤーとの個別商談支援】 事業概要

本支援においては、食品及び一般消費財を扱う県内事業者と複数のベトナムバイヤーとの個別商談機会を提供します。

<支援イメージ>

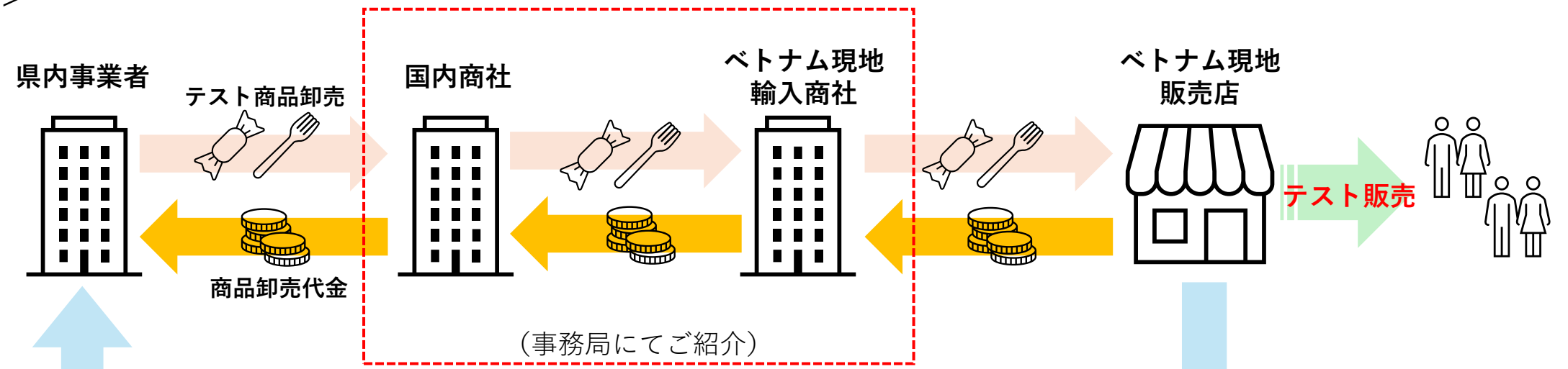


次頁【ベトナム現地テストマーケティング支援】と重複し参加いただくことを推奨します。

令和6年度ベトナム向け県産品の販路開拓支援事業 【ベトナム現地テストマーケティング支援】 事業概要

本支援においては、県内事業者の扱う食品および一般消費財のベトナム現地販売店でのテストマーケティングを支援します。

<支援イメージ>



- テスト商品の輸出支援
- 商談に向けた資料作成支援
- テストマーケティング後のフォローアップ 他



- テスト商品の説明、販売促進
- テスト販売結果（販売数量・金額）の提供
- ベトナム現地消費者の反応フィードバック 他

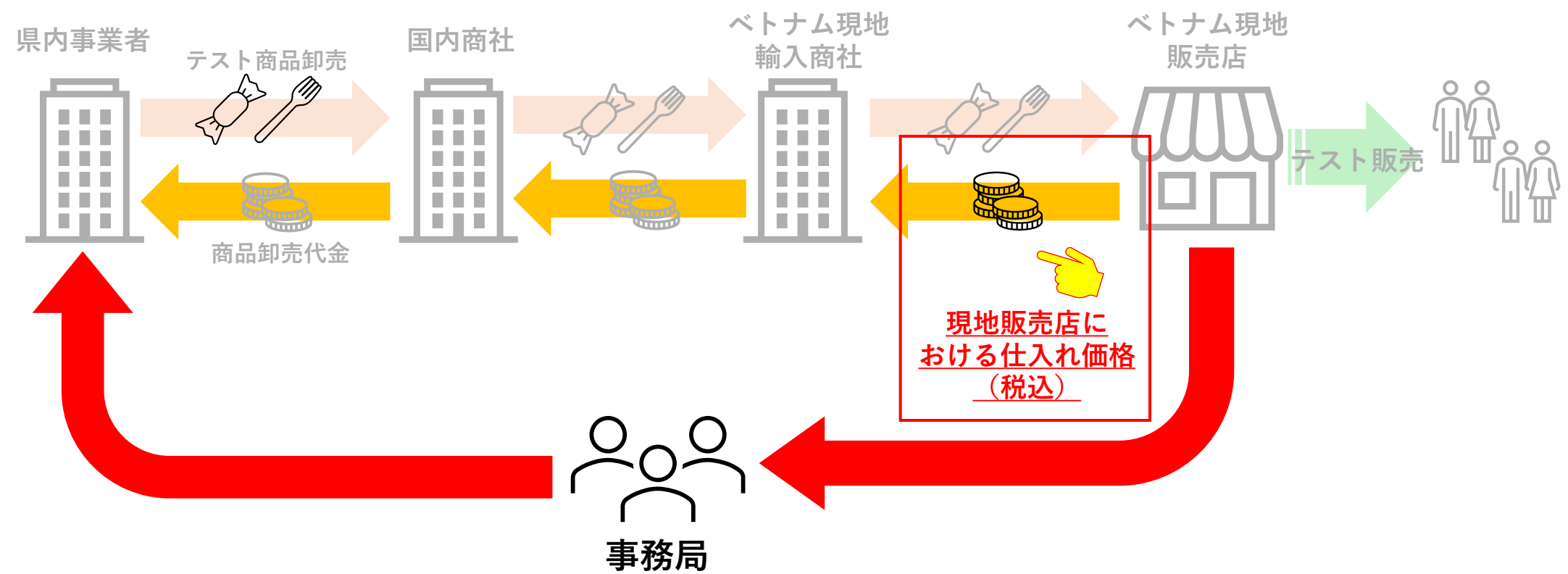
! テストマーケティング期間経過後にテスト商品が売れ残った場合、県内事業者さまのご負担が発生いたします。（次頁をご参照ください）

前頁 **【ベトナムバイヤーとの個別商談支援】** と重複し参加いただくことを推奨します。

令和6年度ベトナム向け県産品の販路開拓支援事業 【ベトナム現地テストマーケティング支援】 事業概要

テストマーケティング期間経過後にテスト商品が売れ残った場合、県内事業者さまのご負担が発生いたします。

<負担イメージ>



テストマーケティング期間を経てテスト商品が売れ残った場合、原則現地にて商品を処分いたしますが、売れ残った商品の数量に応じて「**現地販売店における仕入れ価格（税込） × 売れ残った商品の数量**」をご負担いただきます。

※上記清算は事務局を通じて請求いたします。

令和6年度ベトナム向け県産品の販路開拓支援事業 【共通】ご留意いただきたい事項

本事業への参加にあたりましては、下記「ご留意いただきたい事項」および参加募集要綱を必ずご確認ください。

- 現地への商品輸送費（現地当局が指定する関税やサンプル商品、テスト商品の返送が必要となった場合の返送費含む）や商品登録費用、テストマーケティング期間経過後の清算代金など本事業の参加に係る費用については、【ベトナムバイヤーとの個別商談支援】【ベトナム現地テストマーケティング支援】と合わせて一定額（1社60,000円（税込）程度を想定）を県にて負担します。なおテストマーケティング期間を経て商品が売れ残った場合、原則現地にて商品を処分いたしますが、売れ残った商品の数量に応じて「現地販売店における仕入価格（税込）×売れ残った商品の数量」を参加事業者へ別途負担いただきます。現地販売店はいくつかの流通事業者を通じて仕入れを行うため、現地販売店における仕入価格は参加事業者の販売価格（卸価格）を上回る場合があります。
- 県の負担額を超える部分に関しましては参加事業者自身でご負担いただきます。県の負担金支払いは、参加事業者にて全ての経費支出が終了した後に領収書等を確認したうえで行います。
- 商品の輸送については事務局にてサポートいたしますが、現地に商品が届いた時点での一部滅失、破損、欠損が生じていた場合や、通関を通らない等により商品が現地に届かない場合でも、一切の責任を負いかねます。
- 参加事業者選考後であっても、参加事業者が参加募集要綱の参加条件を満たしていないことが判明した場合、参加をお断りする場合があります。
- 本事業において、万が一参加事業者が損害や不利益を被る事態が生じたとしても、県および事務局の故意または重過失による場合を除き、県および事務局はその責任を負わないものとします。
- 本事業において、参加事業者自らが企画、製造、加工した商品およびその原材料また商品に表示する賞味期限等に関して、その瑕疵により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、過失の有無、第三者の翻訳の差異に関わらず、これによって生じた損害について、県および事務局はその責任を負わないものとします。
- 本事業実施期間及びその前後を通じて発生した事故、盗難、損傷等のいかなる損害についても、県および事務局の故意または重過失による場合を除き、その責任を負わないものとします。
- 社会紛争、天災、行政または司法による判断、テロリズム、現地政治情勢の変動、疾病の蔓延、その他不可抗力により、本事業の全部または一部の実施が不能または困難となった場合には、参加事業者が被る損害について県および事務局はその責任を負わないものとします。